

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十三号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則（昭和四十三年五月奈良県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の裏面（その五）中		「5	人工ペースメーカー	（有）	年
			人工弁移植、弁置換	（有）	年
		「5	ペースメーカー	（有）	年
			人工弁移植、弁置換	（有）	年
月・無）	を				
月・無）」	6		ペースメーカーの適応度	（クラスⅠ・クラスⅡ・クラス	
	7		身体活動能力（運動強度）	（	メッツ）

に改める。

三)

」

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際改正前の身体障害者福祉法施行細則の規定による用紙で現に残存するものは、改正後の身体障害者福祉法施行細則の規定にかかわらず、当分の間なお使用することができる。